

訪問看護サービス 介護予防訪問看護サービス
重要事項説明書

1. 当事業所が提供する訪問看護（以下介護予防含む）についての相談窓口

電話 0833-45-3370

2. 事業所の概要

①事業所名およびサービス提供地域

事業所名	社会医療法人同仁会 訪問看護ステーション下松・きらら
所在地	山口県下松市生野屋南1丁目10番1号
指定事業所番号	訪問看護・介護予防訪問看護 山口県 3560790002
サービス提供地域	下松市 光市 周南市（旧徳山・旧熊毛）

②事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	名	管理業務・訪問看護・介護予防訪問看護	1名
看護師	名	名	訪問看護・介護予防訪問看護	名

③営業時間

平日（月～金）	9時00分～17時00分
---------	--------------

*緊急連絡電話 0833-45-3370（24時間受付）

*休業日は土・日祝日、8月15日、12月30日～1月3日

場合によって、時間外・休業日の訪問もいたします。（状況等考慮します）

3. 利用者負担金

① 利用料 訪問看護計画に沿って、通常実施する訪問看護サービスに要した時間等により、自己負担があります。（下記の料金の1割～3割）

項目	訪問看護	介護予防訪問看護
20分未満	3,140円	3,030円
30分未満	4,710円	4,510円
30分以上60分未満	8,230円	7,940円
60分以上90分未満	11,280円	10,900円
早朝夜間（6～8時・18～22時）	上記利用料の25%	上記利用料の25%
深夜（22～6時）	上記利用料の50%	上記利用料の50%
緊急時訪問看護加算	1か月 5,740円	1か月 5,740円
緊急時訪問看護加算の同意	有 年 月 日	有 年 月 日
特別管理加算	1か月 2,500円	1か月 2,500円
（厚生労働省の定める状態）	1か月 5,000円	1か月 5,000円
サービス提供体制加算	60円/回	
初回加算(I)	該当月 3,500円	
初回加算(II)	該当月 3,000円	
退院共同指導加算	該当月 6,000円	
ターミナルケア加算	25,000円	

*緊急時加算の契約を行っている利用者の計画的でない緊急訪問に関しては、上記同様、訪問に要した時間の利用料の負担があります。

②交通費

前記の 2-①のサービス提供地域にお住まいの方は、無料です。

それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。

③その他

利用料の自己負担については、公費負担制度が利用できる場合もあります。

また、厚生労働大臣の定める疾患等により、医療保険で訪問看護を行う場合もあります。

利用料は、利用月をまとめて翌月請求し、現金でお支払いいただきます。

利用の開始に当たり、かかりつけ医からの訪問看護指示書が必要です。

4. サービス内容

利用者に対して、病状の観察・管理、保清、褥創の処置、カテーテル等の管理、リハビリテーションあるいは家族への療養上の指導等の提供を行うものです。

5. キャンセル等

①利用者がサービスをキャンセルし、または中断する場合は事前に下記の連絡先までご連絡下さい。 連絡先（電話）0833-45-3370

②サービス提供のキャンセルまたは契約の解除の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

6. 当事業所の運営の目的と方針

①当事業所は、利用者やその家族の方々に安心して生活していただけるよう訪問看護サービスを実施していきます。その際、かかりつけ医との連絡を密にとり、利用者に適した看護を行っていきます。

②サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者をはじめ他の居宅サービス事業者との綿密な連携を図り、利用者の自立支援に努めます。

③訪問看護の一環としてリハビリテーションを中心としたものがある場合に、看護職員の代わりに作業療法士等が行うことがあります。

7. 秘密の保持

①事業者は、看護職員及び事業所の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

8. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービス事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また看護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を看護職員に周知徹底します。
- ②事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③看護職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員に周知徹底を図ります。
- ②事業者における虐待防止の指針を整備します。
- ③看護職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 1. サービス内容に関する苦情

当事業所の訪問看護サービスに関するご相談・苦情を承ります。

- ① 訪問看護ステーション下松・きらら (電話) 0833-45-3370
担当者 勝見奈美江
- ② 下松市介護保険係 下松市大手町 3-3-3
(電話) 0833-45-1831
- ③ 周南市高齢者支援課 周南市岐山通 1-1
(電話) 0834-22-8245
- ④ 光市介護保険係 光市光井 2-2-1
(電話) 0833-74-3003
- ⑤ 山口県国民健康保険団体連合会 山口市朝田岡の口 1980-7
(電話) 083-995-1010

1 2. 事故発生時の対応

当事業所のサービス提供時に事故が発生した場合、家族及び市町村、医療機関(かかりつけ医)、介護支援専門員等に連絡すると共に、必要な措置を実施します。

1 3. 緊急時の対応

当事業所のサービス提供時に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとします。

1 4. 当法人の概要

名称・法人種別	社会医療法人同仁会
代表者役職氏名	理事長 中元 賢武
所在地	山口県下松市生野屋南1丁目10番1号
電話番号	0833-45-3330
事業所数	訪問看護ステーション1ヶ所 居宅介護支援事業所1ヶ所 介護老人保健施設1ヶ所 訪問介護事業所1ヶ所 病院1ヶ所

年 月 日

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
づいて重要事項を説明しました。

事業所 山口県下松市生野屋南 1 丁目 10 番 1 号
社会医療法人同仁会
訪問看護ステーション下松・きらら
説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護サービスについて
重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

利用者との関係 ()